

市第 127 号議案

横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の
実施に係る人員等の基準に関する条例の一部改正

横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係
る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定
める。

令和 7 年 2 月 7 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の
実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する
条例

横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係
る人員等の基準に関する条例（平成26年 9 月横浜市条例第50号）の
一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「員数」の次に「（地域包括支援センター運営協
議会が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況
を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包
括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センター
において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該
地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する
方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加
え、同条第 2 項中「前項の」を「第 1 項の」に改め、同項の表中「
前項各号」を「第 1 項各号」に、「前項第 1 号」を「第 1 項第 1 号
」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加

える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第 1 号被保険者の数について、おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから 2 人とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 3 月 31 日から施行する。

提 案 理 由

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の
実施に係る人員等の基準に関する条例（抜粋）

（	上段	改正案	）
下段	現	行	）

（人員に関する基準）

第 4 条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数 （地域包括支援センター運営協議会が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。） によることができる。次項において同じ。） は、原則として次のとおりとする。

（第 1 号から第 3 号まで省略）

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第 1 号被保険者の数について、おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のう

ちから 2 人とする。

- 3 第 1 項の 規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案し
2 前項の 規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第 1 号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第 1 号被保険者の数	人 員 配 置 基 準
おおむね 1,000 人未満	<u>第 1 項各号</u> に掲げる者のうちから 1 人又は前項各号 2 人
おおむね 1,000 人以上 2,000 人未満	<u>第 1 項各号</u> に掲げる者のうちから 2 人（うち 1 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね 2,000 人以上 3,000 人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>第 1 項第 1 前項第 1 号</u> に掲げる者 1 人及び専らその職務に従事する常勤の同項第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれか 1 人